

# 教育環境基本計画 素案 調査・審査報告書

教育環境基本計画検討特別委員会 委員長 内藤 真一

「教育環境基本計画(素案)」(以下「素案」という)について調査・審査し意見を取りまとめたので報告する。

まず、教育環境基本方針(答申)(以下「答申」という)について検討委員会の作野委員長をはじめ、委員の皆様には基本方針策定にご尽力をいたしましたことに厚くお礼を申し上げます。

これを受けた教育環境基本計画策定においては、先般、教育委員会から示された素案では、特に中学校の再編においては住民の混乱と不満を招き今後の町づくりへの影響も避けたままであります。

これを受けた教育環境基本計画策定においては、先般、教育委員会から示された素案では、特に中学校の再編においては住民の混乱と不満を招き今後の町づくりへの影響も避けたままであります。

## 1. 審査意見

記

### 小学校について

答申では適正規模と配置の理念として『地域ぐるみで育てる教育環境』を本町の適正規模の理念とし、可能な限り小学校を存続する。ただし、全校児童数15人未満かつ3学級以下となる場合が一定期間続く小学校は、再編も含め、その在り方を検



頓原小学校

### 中学校について

答申では適正規模と配置の理念として『学校集団で育てる教育環境』を本町の適正規模の理念とし、学校集団による人格形成と、中高の連携を考慮しつつ再編を検討する。なお、再編を検討する場合は、地域の実情や施設の状況を十分配慮して検討する。再編する場合は、保頓原小学校への統合を検討する。



志々小学校



赤来中学校



来島小学校

### 2. その他の事項

これらの検討にあたっては客観性を確保する観点から、再編検討委員会等を設け十分議論し決定していく。(2)素案の比較欄にはいささか理解し難い点もあり、町長部局との内部協議が十分なされたのか疑問がある。このことは定住対策、子育て支援、通対策など町づくりにも大きな影響があると想定される。十分な協議を望む。見は別紙の通りである。

以上

素案に示されている児童生徒数について令和6年2月時点とされるが、令和7年4月時点の数字について早急に示し、追記されたい。

このほか特別委員会で出された意見は別紙の通りである。

(イ)基本計画に再編の結論まで記載するのは行き過ぎ。教育環境基本方針(答申)を受け、町がどうするかを示すのが基本計画だと考える。

(ア)基本計画(素案)は一旦撤回すべき。

(イ)基本計画(素案)が示してから成案(6月予定)とするまでが、あまりにも性急過ぎる。6月の成案は撤回すべき。

(ウ)基本計画に再編の結論まで記載するのは行き過ぎ。教育環境基本方針(答申)を受け、町がどうするかを示すのが基本計画だと考える。

(イ)基本計画(素案)が示してから成案(6月予定)とするまでが、あまりにも性急過ぎる。6月の成案は撤回すべき。

(ガ)新町建設時の申し合わせ事項では、『頓原地区は「医療福祉拠点」、志々地区は「観光交流拠点」、来島地区は「教育拠点」、赤名地区は「一般行政拠点』としており、多くの町民は承知している。それに沿って町政を進めてきたので大きなもめ事なく運営されてきた。それを覆して進めるならば理由を明確にしなければならない。混乱と不満を招き、今後の町づくりにも影響は非常に大きい。

(オ)子どもたちに、より良い教育環境をどうやってつくっていくかが重要で、錢金が大きな判断材料となつてはならない。計画にある他の事業をやめてでも教育環境を優先すべきではないか。

(メ)志々小学校の児童数は、教育環境基本方針(答申)が示す再編の要件を満たしており、頓原小学校との統合について地域を巻き込んだ議論を進めるべき。統合までの安全対策として志々小学校校舎の補強工事は早急に着手すべき。

(1)飯南町ならではの魅力ある教育を一層強化するため、中学校再編になるとされたが、このことが答申の理念を検討されたとは言えず、あまりにも短絡的であると懸念する。

こうしたことから特別委員会としては次の通りの意見とする。

(1)飯南町ならではの魅力ある教育を一層強化するため、中学校再編にあたっては新設を基本とする。但し、新設までの間にあつて再編の必要性が生じた場合は、赤来中学校、頓原中学校のいずれかの校舎を当分の間、使用する。



赤名小学校

られないことから、議会としても素案の段階で意見を述べることが必要と判断し、令和7年第2回飯南町議会定例会にて教育環境基本計画検討特別委員会(以下「特別委員会」という)を設置し、調査・審査を付託することを議決した。

特別委員会において令和7年4月3日から5月22日まで5回にわたり、付託された素案の調査・審査を実施した。

審査意見を以下の通り報告する。

月3日から5月22日まで5回にわたり、付託された素案の調査・審査を実施した。

令和12年度、13年度の新入学児童数は、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続する。

令和12年度、13年度の新入学児童数は、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続する。

(1)赤名、来島、頓原小学校については、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続する。

令和12年度、13年度の新入学児童数は、児童数の推移や学校の状況から判断して、可能な限り存続する。

(2)志々小学校については、児童数の減少と学校施設などの状況をもとに、保護者や地域と十分に協議し、校も視野に研究する。